

うらら長岡

～短期入所～

(ショートステイ)



短期入所(ショートステイ)とは？

地域にお住まいの方で、家族が一時的に不在となり、一人で生活することが不安な方や、様々な理由により一時的に使ってみたいという方が短期間の入所を行う障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスです。家族のレスパイトケアとしての役割も担っています。

こんなときありませんか？

ひとりでの生活が
時々不安だなあ

家から一歩外に出て
ゆっくりのんびり過ごしたい

誰かと一緒に
活動したり
お話ししたいなあ

家から離れて
单身生活の体験
をしてみたい！



うらら長岡のサービス

うらら長岡は、精神障害者（主に統合失調症の方）を対象として、障害者総合支援法に定められた以下の4つのサービスを提供しています。

① 自立訓練（生活訓練）

② 生活介護

③ 宿泊型自立訓練

④ 短期入所

令和3年12月からの新サービスです

いずれのサービスも、地域社会でいきいきと暮らせることを目的に、「訓練」や「介護」を提供しています。

①と②は日中のサービスで、送迎を利用し自宅から通って来られる方や、③は夜間のサービスであり、うらら長岡に寝泊まりされている方など、さまざまな形でご利用されています。

④短期入所は空床型を採用しており、定員10名で行っている③の空室をご利用いただけます。

費用はどのくらいかかりますか？

- サービスの利用料 市町村で定められた自己負担分（ご本人の収入に応じた割引があります）
- 光熱水費等 実費
- 食費 朝食…200円 昼食…460円 夕食…350円
- その他 活動（費用がかかる活動もあります）・洗濯代など実費
（無料の送迎車を運行しています）

ご利用できる方

- 障害福祉サービス受給者証の交付を受けている方（短期入所の支給が決定されている方）
- 病状の落ち着いた方（夜間の相談や支援は原則として行いません）
- 定められた規則を守り、他者に迷惑をかけず共同生活ができる方

ご利用の流れ

見学・体験

施設の雰囲気や活動の様子などをご覧ください。利用の可否の判定会議を事業所で行います。

支給申請

障害の状態に関する調査等の結果から、市町村がサービス利用の決定を判断します。

利用開始

障害福祉サービス受給者証の発行後、うらら長岡との利用契約を行い、サービス利用開始になります。

利用にあたって

利用期間は、障害福祉サービス受給者証に記載されている期間となります。病気や障害の状態によって、サービス利用が適さない場合もあります。サービスの利用にあたっては、かかりつけ医療機関の主治医やケースワーカー、相談支援事業所の相談員にご相談いただくことをお願いしています。

【お問い合わせ】

医療法人 崇徳会 地域総合サービスセンター
うらら長岡

〒949-5406

新潟県長岡市浦5041-1

TEL.0258-92-4568

（ご利用相談は平日の9:00~16:00にお願いします）

